公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人亀川清長の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 28 年 10 月 13 日　　福岡法務局

会社法第 472 条第１項の届出に関する公告

株式会社であって、本日現在において、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該株式会社が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該株式会社に関する登記がされないときは、当該株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 28 年 10 月 13 日

法務大臣　金田　勝年

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 149 条第１項の届出に関する公告

一般社団法人であって、本日現在において、当該一般社団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第57条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般社団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般社団法人に関する登記がされないときは、当該一般社団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 28 年 10 月 13 日

法務大臣　金田　勝年

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 203 条第１項の届出に関する公告

一般財団法人であって、本日現在において、当該一般財団法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第65条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

なお、当該一般財団法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該一般財団法人に関する登記がされないときは、当該一般財団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 28 年 10 月 13 日

法務大臣　金田　勝年

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 13 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年９月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キーマン　代表取締役　城道　　整　大阪府東大阪市荒本新町６－６　国土交通大臣許可（特－24）第22289号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における建築工事業及び鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）「建築工事業及び鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事及び鋼構造物工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年10月14日から平成29年10月13日までの１年間

4　㈱キーマンの元代表取締役は、平成25年度及び平成26年度に東大阪市が発注する同市内の小中学校の耐震補強工事に関し、同社が下請受注するために有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、東大阪市職員の職務に関し賄賂を供与したとして、平成28年３月10日に大阪地方裁判所において刑法（明治40年４月24日法律第45号）第198条（贈賄）により懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第３３２号

岩手県遠野市東穀町８番13号遠野ひまわり基金法律事務所

申立人　相続財産管理人　弁護士　大沼　宗範

本籍岩手県釜石市甲子町第12地割90番地８、最後の住所岩手県釜石市定内町３丁目９番１号、死亡の場所岩手県釜石市、死亡年月日平成６年３月25日、出生の場所宮城県牡鹿郡女川村、出生年月日大正３年４月５日、職業会社員

被相続人　亡　平塚　高雄

催告期間満了日　平成29年４月27日

盛岡家庭裁判所遠野支部

平成２８年（家）第７１８３２号

東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

申立人　大室　幸子（登録姓竹中）

本籍埼玉県川越市中原町１丁目20番地１、最後の住所東京都世田谷区松原３丁目39番16―1309号古河松原マンション、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定平成27年８月10日、出生の場所埼玉県川越市、出生年月日昭和９年２月20日、職業不詳

被相続人　亡　田中　**定廣**

催告期間満了日　平成29年５月31日

東京家庭裁判所

平成２８年（家）第７１８５６号

東京都中央区銀座１―20―７　ウインド銀座Ⅲビル３階　佐々木法律事務所

申立人　佐々木健二

本籍東京都板橋区常盤台３丁目29番、最後の住所東京都板橋区常盤台３丁目29番16号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日推定平成22年11月29日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和19年３月22日、職業不詳

被相続人　亡　篠　　信明

催告期間満了日　平成29年５月31日

東京家庭裁判所

平成２８年（家）第９０４３４号

東京都八王子市明神町４丁目１番９号　シャンボール八王子603号室　南多摩桑都法律事務所

申立人　上條　弘次

本籍東京都東大和市清原２丁目１番地、最後の住所東京都東大和市向原４丁目19番地の１東大和グループホーム春の風、死亡の場所東京都東大和市、死亡年月日平成27年11月11日、出生の場所不詳、出生年月日大正14年１月１日、職業無職

被相続人　亡　木村　常吉

催告期間満了日　平成29年４月28日

東京家庭裁判所立川支部